

平成 17 年 10 月 1 日細則第 15 号
改正 平成 18 年 3 月 6 日細則第 1 号 (イ)
改正 令和 4 年 3 月 29 日細則第 7 号 (ロ)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構における 保有個人情報の開示等の手続きに関する実施細則

(目的)

第 1 条 この細則は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構個人情報保護規程（平成 17 年規程第 15 号。以下「規程」という。）第 18 条第 2 項、第 19 条及び第 25 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が保有する保有個人情報の開示請求に係る手数料、開示の実施の方法その他の事項について定めることを目的とする。（ロ）

(保有個人情報の開示の実施の方法)

第 2 条 次の各号に掲げる保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）に記録されている保有個人情報 当該文書又は図画（規程第 17 条ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第 1 号に定めるもの）
- 二 マイクロフィルムに記録されている保有個人情報 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの

三 写真フィルムに記録されている保有個人情報 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

- 四 スライド（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。）に記録されている保有個人情報 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる保有個人情報の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- 一 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）に記録されている保有個人情報 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したもの。

二 マイクロフィルムに記録されている保有個人情報 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの。

三 写真フィルムに記録されている保有個人情報 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

- 四 スライドに記録されている保有個人情報 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる保有個人情報についての開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスクに記録されている保有個人情報 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複製したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている保有個人情報 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの

交付

三 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。）に記録されている保有個人情報 次に掲げる方法であって、機構がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複製したものの交付

ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

ヘ 「法人文書の開示等の手続に関する実施細則」の指摘と同様。

四 電磁的記録（前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）に記録されている保有個人情報 次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハマまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録をオープンリールテープに複製したものの交付

ハ 当該電磁的記録を磁気テープカートリッジに複製したものの交付

4 映画フィルムに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複製したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における当該スライド及び当該録音テープに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複製したものの交付

(開示請求に係る手数料の額)

第3条 規程第18条第1項に規定する開示請求に係る手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書1件につき300円とする。(ロ)

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

一 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 第1項の手数料は、現金、現金書留、銀行振込又は郵便為替(普通為替証書及び定額小為替証書)により納付しなければならない。(イ)

(写しの送付に要する費用)

第4条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、郵送料を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

附 則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (イ)

(施行期日)

第1条 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この細則は、この細則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則 (ロ)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。